

平成29年度地域居住支援モデル事業補助要綱

平成29年1月18日付28福保生地第1088号

1 事業の目的

本事業は、地域居住支援モデル事業実施要綱（平成28年4月1日付27福保生地第1414号）2（1）に基づき、住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある低所得高齢者等に対して、住まいの確保に関する支援、見守りなどの生活支援を一体的に提供するとともに、居住者及び地域住民の互助の仕組みが醸成されるよう、民間団体等による自主的な取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は次に掲げる団体のうち、公募により選定された団体（以下「助成団体」という。）とする。

- (1) 社会福祉法第109条第1項に規定する区市町村社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人
- (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

3 対象者

低所得高齢者、低所得障害者及び低所得ひとり親家庭等で住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある世帯（以下「事業対象者」という。）とする。

4 補助対象事業

本事業は、次の（1）から（3）までの全てを満たすものを補助対象とする（ただし、東京都内で実施する場合に限る。）。)

(1) 住まいの確保

地域において、事業対象者の入居を促進するため、アを必須とし、イは必要に応じて実施するものとする。

ア 低廉な家賃の住宅確保の支援

なお、住宅の確保に当たっては、5に掲げる事項を満たすものとする。

イ 住宅改修、住宅設備改修

(2) 生活支援

(1)により住宅に入居した者に対し、アからウまでの取組のいずれかを、実施するものとする。

ア 安否確認

イ 生活相談

ウ その他生活支援

(3) 互助の仕組み作り

(1) により住宅に入居した者同士及び入居した者と地域との交流の機会を提供する共同リビング（以下「共同リビング」という。）を開設し、互助の醸成を実施するものとする。

なお、共同リビングとは、(1) で確保した住宅の同一敷地内又は、おおむね中学校区圏域相当の地域内に入居者や地域住民が自由に集合、交流するための共用スペースをいう。

5 事業対象住宅

(1) 建築基準法等に違反する建築物でないこと。

(2) 昭和56年6月1日以降に着工した建築物であること。ただし、既に地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合することが確認されている場合についてはこの限りではない。

(3) 消防法その他関連法令及び各区市町村条例に基づき、住宅用火災警報器の設置、消防用設備等の設置、防火管理等の対策が確実に実施されていること。

(4) 戸建住宅等を利用する場合は、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室を有するもの（改修工事完了後に有することとなる場合を含む。）とし、各住戸の専用部分の床面積は25㎡以上とすること。

ただし、同一建物内に、共同リビングとして、①居間、台所及び浴室を備える場合は、各住戸の専用部分の床面積が13㎡以上、②居間、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室を備える場合は、各住戸の専用部分の床面積が10㎡以上を確保すること。

(5) 散在するアパートの居室を利用する場合は、おおむね中学校区圏域相当の地域内に共同リビングを確保することとし、各住戸の専用部分の床面積は、16㎡以上とすること。

ただし、同一建物内に、居間、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室を有する場合の各住戸の専用部分の床面積は（4）のただし書きに準ずること。

6 住宅改修及び住宅設備改修

4（1）イにより、住宅改修、住宅設備改修を実施した住宅については、以下の条件を満たさなければならない。

(1) 改修後の最初の入居者は、事業対象者であること。

(2) 当該改修工事の完了日から本事業実施期間中においては、最初の入居者が退去後も、事業対象者を入居させること。ただし、地域の賃貸物件の平均空室期間等を勘案し、相当程度空室期間が経過し、東京都知事（以下「知事」という。）が、やむを得ないと認められた場合はこの限りではない。

7 補助対象経費

この補助金の補助対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。

ただし、事業対象者本人が負担する経費は、対象外とする。

8 補助金の額

- (1) この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない額と、総事業費から家賃その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。
- (2) (1)により選定された額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

9 補助金の交付の申請

- (1) この補助金の交付を受けようとする助成団体は、別に定める日までに補助金交付申請書(様式1から1-3まで)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (2) この補助金の交付決定後に、事情の変更により申請の内容を変更する場合には、あらかじめ知事に協議の上、補助金変更交付申請書(様式2から2-3まで)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

10 交付の決定等

知事は、9による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請者に対し資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

11 交付方法

- (1) この補助金は、請求に基づき概算払で交付する。
- (2) 交付決定を受けた補助金の請求は、様式3に関係書類を添えて、知事へ提出して行うものとする。このときの支払額は、交付決定額の2分の1以内とする。

13 補助金の精算

助成団体は、会計年度終了後、様式4に関係書類を添えて速やかに提出し、精算残金が生じたときは、これを返納しなければならない。

なお、精算額に不足が生じたときは、交付決定額の範囲内で追給するものとする。

14 補助条件

この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付するものとする。

15 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

| 1 経費区分 | 2 補助基準額 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 人件費及び事業費 | <p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">8, 0 0 0</p> | <p>本事業の立ち上げ及び実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 給料 (2) 職員手当等 (3) 共済費 (4) 賃金 (5) 報償費 (6) 旅費 (7) 需用費 (8) 役務費 (9) 委託料 (10) 使用料及賃借料 (11) 工事請負費</p> | <p style="text-align: center;">1 0 / 1 0</p> |

※ 住宅改修・住宅設備改修に係る一戸当たり補助限度額は1, 0 0 0千円とする。

なお、共同リビングの改修が必要な場合は、住宅改修・住宅設備改修を含め、補助限度額を2, 0 0 0千円とし、改修規模や必要性により個別に判断する。

別記補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、補助金の交付の決定をした場合においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

助成団体は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費区分の配分を変更しようとするとき
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

3 状況報告

助成団体は、知事が補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めたときは、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

4 事故報告等

- (1) 助成団体は事業の実施に際して、事故等が発生した場合は、速やかに都へ報告すること。
- (2) 助成団体は、事業の遂行が困難になった場合、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告しなければならない。

5 補助事業の遂行命令等

- (1) 知事は、助成団体が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第22条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成団体に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- (2) 助成団体が上記(1)の命令に違反したときは、知事は、助成団体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告

助成団体は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した実績報告書（様式5から5-3）を知事に提出しなければならない。2の(3)の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

- (1) 補助事業等の成果。
- (2) 補助金等に係る収支計算に関する事項。
- (3) その他必要と認める事項。

7 補助金の額の確定等

知事は、6の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該助成団体に通知する。

8 是正のための措置

知事は、7の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成団体に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命じることができる。

9 決定の取消し

- (1) 知事は、助成団体が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けたとき。
 - イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - エ その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
 - オ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) 上記(1)の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

10 補助金の返還

知事は、1又は9の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成団体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

7の規定により助成団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、同様とする。

11 違約加算金

知事が9の(1)の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、助成団体は、当該命令に係る補助金の受領の日(補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命じた額に相当する補助

金は、最終の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす。) から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額) につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金 (100 円未満の場合を除く。) を納付しなければならない。

12 延滞金

知事が助成団体に対し、補助金の返還を命じた場合において、助成団体がこれを納期日までに納付しなかったときは、助成団体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金 (100 円未満の場合を除く。) を納付しなければならない。

13 他の補助金等の一時停止等

知事は、助成団体に対し補助金の返還を命じ、助成団体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、助成団体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

14 財産処分の制限

助成団体が、補助事業等により取得し、または効用を増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則 (昭和37年東京都規則第141号) 第24条の規定に基づき、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

15 帳簿及び関係書類の整理保管

助成団体は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しておかなければならない。

16 その他

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団 (東京都暴力団排除条例 (平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等 (暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。) に該当する者があるもの